

○自動車運転代行業者に対する読替え後の道路交通法の規定による指示及び使用制限に関する事務取扱要領の制定について(通達)

(平成17年福岡県警察本部内訓第7号)

この内訓は、自動車運転代行業者に対する読替え後の道路交通法の規定による指示の基準に関する規程(平成14年福岡県公安委員会規程第12号)第7条及び自動車運転代行業者に対する読替え後の道路交通法の規定による使用制限の運用及び処分量定の細目基準に関する規程(平成14年福岡県公安委員会規程第13号)第25条の規定に基づき、読替え後の指示対象事案及び読替え後の使用制限対象事案に係る事務の取扱いその他指示規程及び使用制限規程の運用に関し必要な事項を定めたものである。

内容として

- 趣旨
- 定義
- 取扱責任者及び事務担当者の指定等
- 管理システムによる管理
- 読替え後の指示対象違反行為の検挙時の措置等
- 読替え後の下命容認等指示対象事案等の認知時の措置
- 読替え後の指示対象事案に係る審査、指示等
- 読替え後の使用制限対象事案に係る審査、使用制限等
- 報告又は資料の提出の要求
- 関係書類の保存

の項目からなっている。